

留寿都村高齢者生活支援ハウス

です！

『高齢者生活支援ハウス』は、高齢等の理由によりご自宅での生活に不安がある方を対象として入居が可能で、日常生活での困りごとの支援や地域との交流する場を総合的に提供いたします。

24時間365日、緊急時の対応が可能な職員が滞在しているので、安心して生活することが出来る『住宅』です。

●入居対象者の条件として

- 1) 留寿都村に住所を有する方
- 2) 原則として、60歳以上の方でひとり暮らし・夫婦のみの世帯に属する方
(家族による援助を受けることが困難な方で独立して生活するのに不安のある方)

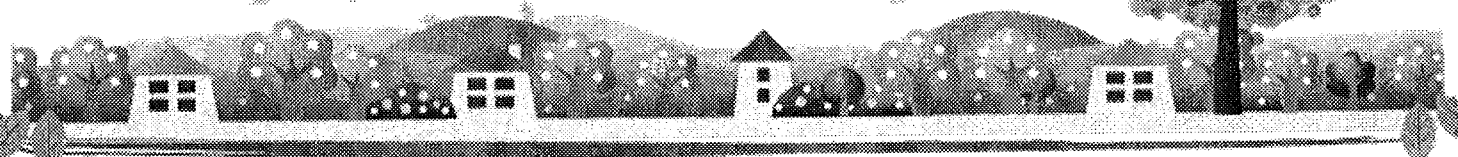
※入居決定の可否は「高齢者生活支援ハウス入居者選考委員会」によって決定されます。

●入居利用料について、①住居利用料②光熱水費③食材料費があります。

- ① 住居利用料 — 本人の収入によって決定されます。(別表で定める額)
- ② 光熱水費 — 電気・上下水道・暖房料を定額で設定しています。
(単身部屋の場合～10,000円/月、夫婦部屋の場合～15,000円/月)
- ③ 食材料費 — 自炊が原則ですが、調理が困難な場合は昼・夜のみ食事の提供が可能です。(1食350円)

●申し込み・お問い合わせ先

留寿都村社会福祉協議会 ☎47-2222



別表

住宅利用料

対象収入による階層区分		月 額
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円まで	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円まで	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円まで	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円まで	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円まで	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円まで	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円まで	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円まで	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円まで	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円まで	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円まで	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円まで	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

* 上表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上、収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

* 夫婦等で入居する場合の住宅利用料については、当該夫婦等の対象収入の合算額に2分の1を乗じて得た額を夫婦等それぞれの対象収入とし、上表より求めた夫婦等それぞれの住居利用料を合算した額とする。

● 設備等

- ・ 面積 36.9㎡（居間兼台所 7畳 和室6畳）
- ・ 流し・電磁調理器・蓄熱電気暖房機・照明器具 — 備え付け
- ・ 風呂・洗濯機 — 共同利用

● その他

・ 持ち込みについて

家具・寝具は、使い慣れた物を持ち込むことができます。

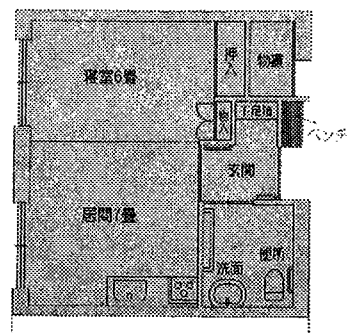
基本的には現在使用しているものを利用できます。

・ 食事について

自炊が原則ですが、必要な場合は昼・夜のみ食事を提供します。（1食 350円）

・ 外出・外泊について

外出・外泊は自由に出来ます。



面積	37.8㎡（単身用・夫婦用）
間取り	居間兼台所7畳・和室6畳 流し・電磁調理器・蓄熱・照明器具備え付け